

改正案		現行			
<p>(方法書の写しの縦覧)</p> <p>第七条 条例第七条第一項の規定による方法書の写しの縦覧は、次に掲げる</p> <p>一 以上の場所において行うものとする。</p> <p>一 <u>広島県環境県民局環境保全課</u></p> <p>二 五 (略)</p> <p>(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)</p> <p>第四十五条 第二章第二節から第四章まで（第十三条第五項、第九項第六号及び第十一項、第三十一条第三項第五号及び第四項、第三十二条から第三十五条まで並びに第三十六条第二項第五号を除く。）の規定は、条例第三十六条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>(方法書の写しの縦覧)</p> <p>第七条 条例第七条第一項の規定による方法書の写しの縦覧は、次に掲げる</p> <p>一 以上の場所において行うものとする。</p> <p>一 <u>広島県環境県民局環境部環境保全課</u></p> <p>二 五 (略)</p> <p>(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)</p> <p>第四十五条 第二章第二節から第四章まで（第十三条第五項、第九項第六号及び第十一項、第三十一条第三項第五号及び第四項、第三十二条から第三十五条まで並びに第三十六条第二項第五号を除く。）の規定は、条例第三十六条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第十五条	<p>第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものと</p>	<p>条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第一項の規定による準備書及び要約書の写しの縦覧は、<u>広島県環境県民局環境保全課</u>、関係地域を所管する厚生環境事務所（当該関係地域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合には、当</p>	第十五条	<p>第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものと</p>	<p>条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第一項の規定による準備書及び要約書の写しの縦覧は、<u>広島県環境県民局環境部環境保全課</u>、関係地域を所管する厚生環境事務所（当該関係地域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合</p>

する。	該支所、関係地域が属する市町の庁舎その他の市町の施設(当該市町の協力が得られた場合に限る。)その他知事が適当と認める場所のうち、二以上の場所において行うものとする。
する。	には、当該支所、関係地域が属する市町の庁舎その他の市町の施設(当該市町の協力が得られた場合に限る。)その他知事が適当と認める場所のうち、二以上の場所において行うものとする。